

## 事業事前評価表

## 国際協力機構 地球環境部 森林・自然環境保全第一課

## 1. 案件名

国名：カンボジア王国

案件名：和名 REDD+戦略政策実施支援プロジェクト<sup>1</sup>

英名 Project for Facilitating the Implementation of REDD+ Strategy and Policy

## 2. 事業の背景と必要性

## (1) 当該国における森林セクターの現状と課題

カンボジアでは、2005年から2010年において、森林面積の約1%、毎年12万ヘクタールの森林減少が起こっている。森林減少の直接的要因は、違法伐採の横行、農地への転用、森林火災等であるが、脆弱な行政運営能力、地方の貧困、人口増加等がその遠因となっている。

2010年10月、同国政府は閣僚評議会において、①森林境界画定・分類・登記、②森林資源・生物多様性の保全と利用、③森林法執行とガバナンス、④村落林業、⑤能力強化と研究開発、⑥持続的な森林財源の確保の6分野からなる「国家森林計画(NFP)」を承認し、森林管理の方向性を示した。また、森林減少・劣化の抑制等による温室効果ガスの排出削減(REDD+)の効果が高いと見込まれる同国は、国際協調枠組であるREDD+パートナーシップに参加している。

2010年末には同国農林水産省森林局を中心とする省庁横断型のREDD+タスクフォースが「REDD+ロードマップ(2011～2013)」を策定し、UN-REDD<sup>2</sup>より300万ドル、世銀森林炭素パートナーシップ・ファシリティー(FCPF)より360万ドルの支援をそれぞれ得るなど、REDD+実施への準備作業が進められている。

カンボジアの森林は、森林コンセッションを始めとする生産林及び保護林を農林水産省森林局が、淡水湿地林やマングローブ林を同水産局が、国立公園や野生生物保護地域等の保護区内の森林を環境省がそれぞれ管轄しており、森林局管轄分が森林面積全体の3分の2を占めている。また、土地の登記は土地管理・都市計画・建設省が、少数民族に対する生計向上は内務省が、農村の開発は農村開発省が、国家の歳入管理は経済財務省が、それぞれ所掌している。REDD+タスクフォースにはこれらの省庁が参画しており、森林局がその中心的な役割を担っている。さらに、中央政府がガイダンス、技術支援などを行うのに対し、地方政府は戦略化と実施を担当する。

しかし、気候変動対策を含む森林保全に関するカンボジア政府(中央、地方)の能力は限られており、各ドナーの協力なくしてREDD+にかかわる一連の取り組みを実施

<sup>1</sup> REDD+: 森林減少・劣化の抑制等による温室効果ガスの排出削減

<sup>2</sup> UN-REDD は、2008年、国連食糧農業機関(FAO)、国連開発計画(UNDP)、国連環境計画(UNEP)の国連3機関が連携して森林伐採や劣化による温室効果ガス排出を削減する活動を支援していくことを目的に設置された。

することは難しい状況である。

### (2) 当該国における森林セクターの開発政策と本事業の位置づけ

カンボジアは、新「四辺形戦略」(2008)において、農業部門強化の項で、森林分野に触れ、持続可能な森林政策の推進、保護区システム強化、村落林業政策の強化の3つの柱から成る林業政策を掲げている。

また、同戦略で示された概念を具体化した「国家戦略開発計画(NSDP)」(2006～2010)では、主要セクター・課題ごとに優先課題、アクション、必要経費を明示している。このうち森林セクターでは、森林被覆率を60%に保つこと、薪炭への依存率を52%とする等、具体的な目標値が示されている。なお、同計画は2013年まで延長されている。

さらに、NSDPに基づき、森林セクターの政策を形成・実施する枠組である「国家森林計画(NFP)」においては、森林境界画定・分類・登記、森林資源・生物多様性の保全と利用、森林法執行とガバナンス、村落林業、能力強化と研究開発、持続的な森林財源の確保の6分野が柱として挙げられている。また、2010年に策定された「REDD+ロードマップ」(2011～2013年)は、将来のREDD+の制度導入を見据えた実施手順を示しており、①National REDD+ Readinessの管理、②利害関係者の参画や啓発に係る計画、③REDD戦略の開発、④利益分配を含む枠組の実施、⑤参照排出レベル(RELs)<sup>3</sup>の設定、⑥測定・報告・検証可能性(MRV)の6分野が主な内容である。

なお、本来、森林セクター全般を扱うNFPは、REDD+ロードマップを包含した内容となるべきであるが、後で作成されたREDD+ロードマップの内容と必ずしも整合していない箇所もあり、今後、NFPも改訂される予定である。

本案件の主眼は、REDD+に関連する政策等を円滑に実施していくために必要な関係者の能力強化であり、その内容は上述のREDD+ロードマップと整合したものと位置づけられる。

### (3) 森林セクターに対する我が国及びJICAの援助方針と実績

REDD+は、国連気候変動枠組条約(UNFCCC)の第13回締約国会議(COP13)(2007年12月)で採択されたバリ・ロードマップにおいて、2013年以降のポスト京都議定書における重要な枠組みの1つと位置づけられており、2009年12月にコペンハーゲンで開催された第15回締約国会議(COP15)において、最重要議題の1つと位置づけられた。コペンハーゲン合意は、REDD+の重要性を明確に示し、財政支援の仕組みを早急に整備することの重要性と、先進国による途上国を対象とした財政支援と能力強化の実施を強く打ち出したものとなった。我が国は、REDD+の推進に最も積極的な締約国の1つである。

2010年10月に開催された第2回日本・メコン地域諸国首脳会議において、日本政府は「緑あふれるメコン(グリーン・メコン)に向けた10年」イニシアティブに関する行動計画を発表し、カンボジア、ラオス、ベトナムに対して豊かな森林の保全と森林資源

<sup>3</sup> 過去の排出量のトレンドを参考に、森林減少や劣化を抑制する対策が行われなかった場合に推定される将来の排出量(ベースライン)。

の持続的利用のために支援を行う意思を表明した。計画では、森林関連の法規の整備と政府職員の能力強化を通じて森林の劣化を防ぎ、総合的な森林管理システムの構築を支援するとし、開発途上国における温室効果ガス抑制の手段として REDD+の重要性に言及し、実施のための環境整備(国家戦略の策定、法整備、能力開発、モニタリングシステムの構築、地域住民による村落林業の管理等)を支援する方針である。

JICA は、カンボジアに対する気候変動分野の支援を重視しており、本協力を含む REDD+関連の支援はこれに沿うものである。加えて、課題別の方針では、JICA は生物多様性保全分野に関し、「生物多様性保全と気候変動対策のコベネフィットの発揮( REDD+)」を重点領域と定めている。

カンボジアにおける森林セクターの協力実績として、「森林分野人材育成計画プロジェクト」が挙げられる。フェーズ 1(2001~2003 年)では、森林・野生生物研修センターを建設の上、中央及び地方の森林官に対する訓練・研修を行った。また同フェーズ 2(2005~2010 年)では、地方森林官に対し、森林管理計画、育林、村落林業等に係る実践的な知識や技能の向上を図り、持続可能な村落資源利用の確保を目指した。

また、基礎情報収集・確認調査「森林分野の気候変動対策に関する情報収集・確認調査」(2010 年 3~4 月)では、カンボジア森林セクターの現状、気候変動対策に関する取組状況と課題を分析の上、今後の協力の方向性を検討した。

#### (4) 他の援助機関の対応

##### ア. UN-REDD プログラム(UNDP・FAO・UNEP)

①準備・コンサルテーションの実施、②戦略・実施枠組の策定、③準国(サブナショナル)レベルでの能力開発とデモンストレーション活動、④モニタリングシステムの開発、の 4 コンポーネントで構成されており、2010~2012 年の 3 年間で総額 300 万ドルの資金を提供予定。これまでの活動実績として、① REDD+タスクフォース及び同事務局の設置、②政策分析とロードマップの策定、③2 箇所のパイロット事業への資金提供の承認、④MRV/RELS 技術チームの設置や実施機関の能力評価等を行った。

##### イ. 世界銀行

森林炭素パートナーシップ・ファシリティー(FCPF)を活用して、330 万ドルの資金を提供予定。なお、同資金は UNDP 経由で執行される。

##### ウ. DANIDA

コモンバスケットファンドに拠出し、森林局の希望する活動の多くに資金を提供している。森林・環境セクターのドナー会合の調整役も担う。但し、2012 年末に撤退予定。

#### エ. USAID

社会林業関連の活動を NGO に資金提供することを通じて支援している。

#### オ. アジア開発銀行

かつては、政策及び森林法施行の強化を目的に、森林コンセッションのモデル作り、社会林業及び森林コンセッション経営計画作成に係る政令作成の支援等を行った。最近では、野生生物回廊整備イニシアティブプログラム、同パイロットプログラム等、生物多様性保全プロジェクトを支援。

#### カ. Wildlife Conservation Society (WCS)

森林局とともに、モンドルキリ州セイマ保護林で、軍・警察関係者、地元住民の協力を得ながら、2002 年から違法行為(伐採、野生生物採取等)巡視、保護林の敷地境界画定、先住民の生活向上等の活動を実施。自主的なカーボンクレジット認証制度である VCS(Verified Carbon Standard)、CCB(Climate, Community Biodiversity Standard)への登録を申請(審査)中。

#### キ. コンサベーション・インターナショナル(CI)

森林局とともに、中央カルダモン地域で、地域住民の協力を得ながら、違法行為巡視、住民の生活向上等の活動を実施。

#### ク. PACT(米系 NGO)

森林局、Terra Global Capital、Clinton Climate Change Initiative-Forestry 等の協力を得て、カンボジア初の REDD プロジェクトをオッドミアンチェイ州で実施。67,783ha の森林を保全。VCS の有効化審査中(validation)。

### 3. 事業概要

#### (1) 事業目的(協力プログラムにおける位置づけを含む)

本事業は、カンボジア全土において、①国レベルでの REDD+に係る準備作業を効果的に管理する体制の整備、②国レベルの REDD+戦略の策定及び現場活動の実践、③測定・報告・検証可能な(MRV)システムの確立や参照排出レベル(RELs)の設定に必要な政府職員の知識の修得、④REDD+に関する研究開発活動を行うことにより、REDD+戦略と政策の円滑な実施に向けた関係者の能力強化を図り、もって持続可能な森林経営による気候変動の緩和策<sup>4</sup>の推進に寄与するものである。

<sup>4</sup> なお、本案件には、生物多様性を含む森林資源データベースの開発支援(活動 3-5)等、適応

(2)プロジェクトサイト／対象地域名  
カンボジア全土

(3)本事業の受益者(ターゲットグループ)  
REDD+タスクフォースメンバー、関係省庁の担当官(農林水産省森林局、同水産局、環境省、土地管理・都市計画・建設省、内務省、農村開発省、経済財務省等)、森林インベントリー調査や GIS の研修参加者、現場の取締官、州政府職員、森林減少抑制活動(デモンストレーション活動)に参加する地域住民

(4)事業スケジュール(協力期間)  
2011年6月～2016年5月を予定(計5年)

(5)総事業費(日本側)  
約5.3億円

(6)相手国側実施機関  
農林水産省森林局

(7)投入(インプット)

1)日本側

ア. 専門家派遣:チーフアドバイザー、業務調整、リモートセンシング/GIS、森林モニタリング 合計 約150人月

イ. 供与機材:GIS用のPC及びソフト、衛星写真等。(このほか、(9)1)イ.で後述する環境プログラム無償による供与機材を最大限活用する。)

ウ. 研修員受入:年間数名程度

2)カンボジア国側

ア. カウンターパート人材の配置:

ア) プロジェクトダイレクター1名(農林水産省森林局長)

イ) プロジェクトマネージャー1名(農林水産省森林局森林・社会林業部長)

ウ) その他のカウンターパート 10 数名程度(農林水産省森林局及び森林・野生生物研究所)

エ) 事務員/秘書/タイピスト/運転手/守衛/その他

イ. 施設の提供:

森林局内のプロジェクト事務所/設備の設置スペース/会議室(セミナー開催含む)/環境プログラム無償で供与される設備と機器/光熱費/通信費/什器備品

---

策に資する活動も含まれる。

## ウ. その他、両者で合意された設備・経費

### (8) 環境社会配慮・貧困削減・社会開発

#### 1) 環境に対する影響/用地取得・住民移転

##### ①カテゴリ分類 カテゴリ C

##### ②カテゴリ分類の根拠

本案件は、カンボジアにおいて、森林の劣化・減少等を抑制し、温室効果ガスの排出を減少させて、そのパフォーマンスに応じて財政的な支援を得る REDD+の一連の枠組みの構築と実施を支援し、同国の将来の持続的な森林管理と財源の確保の両立につなげていこうとするものである。したがって環境に対する悪影響は生じないと考えられる。但し、ある特定の地域での REDD+の実施は、他の地域で温室効果ガス排出の増加を招く可能性(リーケージ)が懸念されるため、その点について十分に留意して、REDD+の戦略を策定し、実施のモニタリングを行う必要がある。

#### 2)ジェンダー・平等推進/平和構築・貧困削減

森林を含む自然資源の利用やニーズについては、当該地域の男女役割により異なることが考えられる。新しく導入された森林管理の方法によっては自然資源に生活手段を依存している住民の生活手段を奪うことにつながることがあり得るため、当該地域の住民のニーズを正確に把握し、女性を含めた貧困層に確実に裨益するためにはジェンダーの視点からの分析および配慮が重要である。

REDD+ロードマップには社会的な弱者への配慮が盛り込まれているが、森林資源に依存する地方の貧困層等、社会的な弱者への影響が生じないように常にモニタリングを実施することが必要である。

#### 3)その他

特になし

### (9) 関連する援助活動

#### 1) 我が国の援助活動

#### ア. 個別専門家「森林政策アドバイザー」(2010年7月～2012年7月)

国家森林プログラム(NFP)、気候変動と森林等に関連した主要政策の形成と実施に係る助言を行っている。REDD+に係る政策・制度支援を行う本プロジェクトとは、密接に連携している。

イ. 環境プログラム無償「森林保全計画」(2010年3月E/N、供与額9億円)

①リモートセンシング・GIS機能強化(森林局増床、GISソフト・衛星画像(Landsat/ALOS)等の供与、GISソフト・画像解析等の技術支援)、②森林資源インベントリー(炭素量計測機材等の供与、森林資源調査の技術支援)、③5ヶ所のREDDデモンストレーション活動(レンジャー詰所・監視塔・苗畑等の建設、散水車等の供与、1ヶ所のREDD現場活動支援)、④違法伐採取締強化(監視用の通信機材・車両等の供与、データベース開発の技術支援)を通じ、カンボジアの森林減少及び劣化への対策を支援。2011年12月～2012年6月の納入、2013年2月案件終了予定。

無償案件で供与される各種施設・機材を積極的に活用することにより、本プロジェクトでの機材供与は最小限のもので済む。また無償案件での技術支援を、本プロジェクトでフォローすることも可能である。

ウ. 国際熱帯木材機関(ITTO)連携無償「メコン森林保護地域の越境生物多様性保全計画」(2010年10月E/N、供与額1.74億円)

カンボジア、タイの国境地域の森林保護地域の保全に向けて、同地域で活動実績のあるITTOと協力し、生物の生息域に配慮した管理計画の改善、国境警察官等の関係者の能力強化、地域住民の生計改善活動等の支援を行う。

ITTO連携無償の対象地域であるプレアビヒア保護地域は、治安上の問題から現時点では本プロジェクトのサイトとしては想定外だが、森林局はREDD+のデモンストレーション活動のサイト候補として考えており、将来的には本プロジェクトとの連携可能性がある。

## 2) 他ドナー等の援助活動

ア. UN-REDDプログラム(UNDP・FAO・UNEP)

イ. Wildlife Conservation Society (WCS)

ウ. コンサベーション・インターナショナル(CI)

エ. PACT(米系NGO)

活動の詳細は、それぞれ2.(4)に記載のとおり。ア. UN-REDDは、REDD+の枠組に対して協力を行うため、本プロジェクト全体と関係する。また、本プロジェクトのREDD+デモンストレーション活動支援は、イ. WCS及びウ. CIの活動にそれぞれ相乗りする可能性が高い。また、エ. PACTの活動についても、連携を行う可能性がある。

## 4. 協力の枠組み

## (1) 協力概要

### 1) 上位目標:

REDD+実施の経験に基づき、気候変動の緩和策として持続可能な森林経営が推進される。

#### 【指標】

森林減少・劣化の進行度合いが緩和される。<sup>5</sup>

### 2) プロジェクト目標:

REDD+の戦略と政策の実施が円滑に行われるように利害関係者<sup>6</sup>の能力が強化される。

#### 【指標】

1. REDD+推進に必要な戦略・政策を実践するため、関係者の調整を経て、施策・法制度が改訂または新規策定される。<sup>7</sup>
2. プロジェクト終了時まで、森林面積と森林炭素蓄積量の変化を国レベルでモニタリングできる一貫した体制が整う。
3. 地域住民が森林減少抑制活動(デモンストレーション活動)に継続的に参加する。

### 3) 成果及び活動

【成果 1】REDD+に係る準備作業を効果的に管理する体制が国レベルで整備される。

#### 【指標】

- 1-1. 省庁横断型の REDD+タスクフォース/同事務局/アドバイザーグループ/コンサルテーショングループが組織され、TOR が承認される。
- 1-2. REDD+ウェブサイトが公開され、啓発活動計画が策定されている。
- 1-3. 住民とのコミュニケーションツールが開発され、啓発活動が実施される。

#### 【活動】

- 1-1. REDD+実施準備のための体制整備を支援する。
  - 1-1-1. REDD+準備のための調整メカニズムが国レベルで構築されることを支援する。
  - 1-1-2. 関係者が REDD+準備過程に参加することを支援する。
  - 1-1-3. 国レベルでの REDD+準備プロセスを支援する。
- 1-2. 関係者への説明と参加確保を支援する。
  - 1-2-1. REDD+タスクフォース、同事務局、政府職員(中央及び地方の森林局、水産局、環境省等)への研修を支援する。
  - 1-2-2. 関係者が REDD+関連の情報へアクセスすることを支援する。

【成果 2】国レベルの REDD+戦略が策定され実施の枠組が整う。

<sup>5</sup> 森林被覆率等で評価することを想定。

<sup>6</sup> ここでは、政府機関(農林水産省森林局、同水産局、環境省、内務省、土地管理・都市計画・建設省、経済財務省、農村開発省等)、NGO、民間セクター、研究機関、開発パートナー等を指す。

<sup>7</sup> 活動 2-3-1 の「法律・規則等の策定支援」は、施策・法制度の導入に向けた初期段階(担当省庁における草案策定等)を指すのに対し、ここでは、関係省庁等との調整を経て、実際に施策・法制度が最終化された状態を指す。但し、法律の場合は、法案の閣議承認や議会での成立、施行までは想定しない。



## 【指標】

- 2-1. 関係省庁（農林水産省森林局、同水産局、環境省等）それぞれの REDD+戦略が策定される。
- 2-2. REDD+プロジェクトのためのガイダンス資料が REDD+タスクフォースによって策定される。
- 2-3. 少なくとも2つの州で REDD+戦略の策定・実施を行える能力<sup>8</sup>が備わる。
- 2-4. 政府全体の REDD+戦略案に対し、環境社会影響評価がなされる。

## 【活動】

- 2-1. 土地利用、森林法、政策、ガバナンスの評価を支援する。
  - 2-1-1. 木質燃料の需給評価、及び同燃料の利用に伴う森林減少・劣化に由来する現在及び将来の排出への影響評価を支援する。
  - 2-1-2. 国内の木材需要評価、及び木材利用の効率性改善に向けた選択肢の評価を支援する。
  - 2-1-3. 土地利用、森林法、ガバナンスに関する報告書の評価を通じて、REDD+ロードマップの改訂版策定を支援する。
- 2-2. REDD+戦略の選択肢検討を支援する。
  - 2-2-1. 森林局、環境省、水産局等における個々の REDD+戦略の策定を支援する。
  - 2-2-2. 候補となる REDD+戦略の評価を支援する。
  - 2-2-3. 国レベルの REDD+戦略の策定を支援する。
- 2-3. REDD+実施の枠組の構築を支援する。
  - 2-3-1. 政策、法律、規則、基準等の策定を支援する。
  - 2-3-2. 利益分配に関する調査の実施を支援する。
  - 2-3-3. REDD+の財政メカニズムの構築を支援する。
  - 2-3-4. 他ドナーや NGO と連携し、デモンストレーション活動の実施を支援する。
  - 2-3-5. デモンストレーション活動の準国（サブナショナル）単位への移行を支援する。（サブナショナル化は、少なくとも州レベル）
  - 2-3-6. 準国（サブナショナル）及び全国（ナショナル）単位での REDD+実施を支援する。
- 2-4. 環境社会影響評価の実施準備を支援する。
  - 2-4-1. 環境社会マネジメントの枠組の開発を支援する。
  - 2-4-2. 環境社会マネジメントの枠組が関連活動にも適応されることを支援する。

【成果 3】政府職員<sup>9</sup>が森林炭素量の測定・報告・検証（MRV）及び参照排出レベル（RELs）の設定に必要な知識を身につける。

## 【指標】

- 3-1. 参照排出レベルが優先州<sup>10</sup>で試行的に設定される。
- 3-2. 全国規模の森林被覆のモニタリングシステムが開発される。
- 3-3. 排出・吸収係数の算出のための全国森林インベントリーが計画される。
- 3-4. 森林局/水産局/環境省等の職員が温室効果ガスに関して、国連気候変動枠組条約に提出する報告書の必要要件を理解している。

## 【活動】

<sup>8</sup> 森林減少・劣化に伴う温室効果ガスの排出を RELs 以下に押さえるための土地利用調整を行える能力等を想定。

<sup>9</sup> ここでは、森林管理を所掌する農林水産省森林局、同水産局、環境省を指す。

<sup>10</sup> ここでは、指標 2-3.の「少なくとも2州」を指す。

- 3-1. リモートセンシング/GIS の研修を実施する。
  - 3-1-1. リモートセンシング/GIS 研修の計画を準備する。
  - 3-1-2. リモートセンシング/GIS ソフトウェアの基礎研修を実施する。
  - 3-1-3. 衛星画像加工・解析の基礎研修を実施する。
  - 3-1-4. 衛星画像判読の研修を実施する。
- 3-2. 森林インベントリー調査の研修を実施する。
  - 3-2-1. 森林インベントリー研修の計画を準備する。
  - 3-2-2. データベース・ソフトウェアの基礎研修を実施する。
  - 3-2-3. 森林調査手法の研修を実施する。
- 3-3. 参照排出レベルの設定を支援する。
  - 3-3-1. 活動データの定量化を支援する(土地利用変化の評価)。
  - 3-3-2. 過去の排出・吸収係数の開発を支援する。
  - 3-3-3. 過去のベースラインの設定を支援する。
  - 3-3-4. REDD+に係る将来の参照排出レベルの設定を支援する。
  - 3-3-5. 準国(サブナショナル)での参照排出レベルの設定を支援する。
- 3-4. 測定・報告・検証(MRV)システムの構築を支援する。
  - 3-4-1. 既存の森林被覆/炭素蓄積の照合・統一化を支援する。
  - 3-4-2. カンボジアのモニタリング体制に係る計画の準備を支援する。
  - 3-4-3. 国レベルの森林被覆モニタリング体制の構築を支援する。
  - 3-4-4. 排出・吸収係数の開発のために国レベルの森林インベントリーの制度設計を支援する。
  - 3-4-5. REDD+の報告のための能力構築を支援する。
  - 3-4-6. マルチ・ベネフィット、他のインパクト、ガバナンスのモニタリングを支援する。
- 3-5. 上記 3-1～3-4 を踏まえ、生物多様性を含む森林資源データベースの開発を支援する。

【成果 4】調査研究活動を通じて REDD+に係る科学的知見が強化される。

【指標】

- 4-1. 得られた科学的知見が REDD+の実施と運営に活用される<sup>11</sup>。

【活動】

- 4-1. 本プロジェクトの趣旨に合致するよう、調査研究のテーマの選択・優先順位付けを行う。(例:炭素蓄積の強化、木材密度の調査、成長量やバイオマスの比較のために異なる生態ゾーンに固有種の植林を行う実験等)
- 4-2. 調査研究を実施する。

#### 4)プロジェクト実施上の留意点

ア. REDD+の戦略・政策の実施を円滑に行うためには、まず準備作業の管理体制を国全体で整えた上で(成果 1)、実際に国(ナショナル)レベルで戦略・政策が策定される必要がある(成果 2)。また、科学的でかつ信頼性の高いデータ整備及びモニタリング手法の構築は、REDD+の制度の根幹を支えるものであることから、MRV/RELS に関する能力強化は不可欠である(成果 3)。さらに、より精度の高い REDD+の方法論開発のためには、調査研究が必要(成果 4)。

<sup>11</sup> 開発された補植技術を用いて、実際に劣化林内で補植活動が行われること等を想定。

イ. 本案件を円滑に実施し、効果的にモニタリングするため、合同調整委員会(JCC)は、カンボジア政府が設置した「REDD+タスクフォース」と密接に連携する。なお、同タスクフォースは、主要な開発パートナーで構成される「REDD+アドバイザリーグループ」からの助言を受けるとともに、NGO や民間セクター、研究機関等から成る「REDD+コンサルテーショングループ」とも協議を行う予定である。

このため、森林局を通じて、水産局及び環境省との密接な連携、他のパートナー(ドナー、NGO、研究機関等)との連携を行う予定。

ウ. 現場活動の支援地域として、Wildlife Conservation Society が活動するモンドルキリ州セイマ保護林、Conservation International が活動する中央カルダモン保護林で実施する公算が大きい。最終的にはプロジェクトが開始してから決定することとし、「自然環境条件」、「物理的アクセスの容易さ」、「治安状況」、「デモンストレーション活動の内容と現況」、「ガバナンス」、「地域住民との関係」を主要な選定基準とする。

エ. 我が国の支援の優位性として、森林モニタリングにおける日本の陸域観測技術衛星(ALOS)の活用、バイオマス測定等の研究開発における我が国の知見の活用などが挙げられる。これらを組み込んだ協力内容とする予定。

オ. REDD+ロードマップに基づく REDD+政策の実施は、様々なドナーの支援を受けながら、カンボジア政府の各省庁(農林水産省森林局、同水産局、環境省、内務省、地方開発省等)が一体的に実施するものであり、本案件を実施する森林局及び JICA の活動は、その一部分として貢献するものと位置づけている。

(2) その他インパクト  
特になし。

## 5. 前提条件・外部条件 (リスク・コントロール)

### (1) 事業実施のための前提

他ドナーや NGO の協力が得られる。

### (2) 成果達成のための外部条件

- 1) 環境プログラム無償の調達機材の到着が大幅に遅れない。
- 2) カウンターパート職員が異動する際は、業務が適切に後任に引き継がれる。

### (3) プロジェクト目標達成のための外部条件

- 1) REDD+に関する国際ルールの取り決めが大幅に遅れない。<sup>12</sup>

<sup>12</sup> REDD+に関する国際的なルールは UNFCCC の下で検討されているところであり、今後決定される内容によっては、REDD+ロードマップをはじめ、本プロジェクトの活動内容も改訂する必要があることもあり得る。よって、プロジェクトの実施にあたっては、それらの動きを十分に見極めつ

2) 関係省庁が REDD+政策実施につき、各々の役割を果たす。

(4) 上位目標達成のための外部条件

- 1) カンボジア国の REDD+の政策の大幅な変更が無い。
- 2) 民間セクターや基金の活用等を含め、持続的に財源が確保される。
- 3) 大規模な森林火災が起こらない。
- 4) 住民への啓発の効果が持続する。

## 6. 評価結果

本事業は、カンボジア国の開発政策、開発ニーズ、日本の援助政策と十分に合致しており、また計画の適切性が認められることから、実施の意義は高い。

## 7. 過去の類似案件の教訓と本事業への活用

現場レベルでの森林保全活動を住民と協働して成功させるためには、JICA としてカンボジアやラオスでの村落林業プロジェクトにおける住民組織化やインセンティブ付与、利益分配等に係る経験を、本プロジェクトにおける同様の活動(活動 2-3-2 の利益分配に係る調査、活動 2-3-4 のデモンストレーション活動等)を計画・実施する際に活用する。

本案件の実施に際しては、REDD+に関する類似案件が展開されているインドネシア、ベトナム、ラオス、パプアニューギニア等での取り組みについて、相互に学び合いながら進める予定。

## 8. 今後の評価計画

(1) 今後の評価に用いる主な指標

4.(1)のとおり。

(2) 今後の評価計画

事業中間時点(2013年11月)	中間レビュー
事業終了6ヶ月前(2015年11月)	終了時評価
事業終了3年後(2019年5月)	事後評価

以上

---

つ柔軟な運営を心がけることが重要である。